

平成 30 年 2 月 8 日
滋 賀 労 働 局

長浜公共職業安定所における文書の誤交付について

滋賀労働局（局長 大山 剛二）は、長浜公共職業安定所（所長 西澤 昌人、以下「長浜所」という。）において発生した個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 概要

長浜所において、A さんに関して仮作成した雇用保険受給資格者証（以下「仮資格者証」という。）を、誤って B さんに交付するという事案が発生した。

仮資格者証には、A さんの氏名（カタカナ）、性別、生年月日、被保険者番号等が記載されていた。

2 事実経過

- （1）平成 30 年 1 月 4 日、長浜所において、職員 C が失業認定のために来所した A さんから提出された仮資格者証及び失業認定申告書（以下「申告書」という。）を受理し、失業認定の事務処理を行った上、当該書類を職員 D に回付した。職員 D は仮資格者証を回収の上、雇用保険受給資格者証（以下「正資格者証」という。）に認定内容の入力処理を行い、職員 E に正資格者証及び申告書を回付した。職員 E は A さんと職業相談を行い、当該書類を交付した。
- （2）同日、職員 C が失業認定のために来所した B さんから提出された正資格者証及び申告書を受理し、失業認定の事務処理を行った上、当該書類を職員 D に回付した。職員 D は認定内容の入力処理を行い、職員 E に当該書類を回付した。職員 E は B さんと職業相談を行い、当該書類を交付した。
- （3）平成 30 年 2 月 1 日、B さんが失業認定のために来所した際、前回の失業認定で交付された書類に A さんの仮資格者証が混入していた旨申し出があり、誤交付が判明した。直ちに、同所職員 D が B さんに対して経過説明及び謝罪を行い、了承を得るとともに、誤って交付した A さんに係る仮資格者証を回収した。
- （4）同日、同所長及び管理課長が A さん宅を訪問の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。

3 発生原因

- (1) 仮資格者証は、回収後速やかにシュレッダー用廃棄箱に入れるべきところ、職員DがAさんに係る仮資格者証を机上に放置し、職員Eへの回付書類の紛れ込みの確認を怠ったこと。
- (2) 職員Eが、Bさんに当該正資格者証及び申告書を交付する際、交付する書類について一枚一枚確認するという基本動作を怠ったこと。

4 再発防止策

(1) 長浜所における再発防止策

- ① 平成30年2月1日、所長が雇用保険及び職業相談担当職員に対して、個人情報の取扱い状況についてヒアリングを行うとともに、全職員に対して、事案の概要を説明し、個人情報の適切な管理及び取り扱いについて、基本動作の徹底を指示した。
- ② 平成30年2月5日から7日に所長が全職員に対して、個人情報の保護に関する研修を再度実施した。

(2) 滋賀労働局における再発防止策

- ① 平成30年2月2日職業安定部長から、全公共職業安定所長に対して、事案の詳細をメールし、個人情報の適正な管理について徹底するよう指示を行った。
- ② 同日、総務部総務課総務企画官から労働基準部長、雇用環境・均等室長、総務部各課・室長、労働基準部各課・室長、各労働基準監督署長に対して、事案の詳細をメールし、個人情報の適正な管理について注意喚起を行った。
- ③ 職業安定部幹部職員が全公共職業安定所を訪問し、個人情報の取り扱いに係る緊急点検を早急に行う。
- ④ 平成30年2月28日開催予定の労働基準監督署長・公共職業安定所長会議において、局長、総務部長から個人情報保護のための基本動作、確認作業の徹底について指示を行うこととしている。

【担当】

滋賀労働局職業安定部職業安定課
課長 大矢 俊典
課長補佐 杉本 一弥
電話 077-526-8609